

はじめに

かながわ権利擁護相談センター（あしすと）は、平成 10 年 10 月の設置以来、判断能力が十分でない、あるいは判断ができていても障害等のために十分に権利行使できない障害者や高齢者の自己決定を最大限に尊重することを理念として権利擁護相談支援事業を実施してきました。

平成 19 年度には、県内市町村の相談支援機関を対象に「権利擁護ネットワーク形成状況調査」を実施しました。「ケース会議で専門的な立場でアドバイスをする助言者がいない」などの課題を把握し、横浜弁護士会や神奈川県社会福祉士会等の協力を得て、「弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業」を開始、市町村の高齢者・障害者の権利擁護相談に関わる相談機関への支援や、ご本人・ご家族等からの相談に対応し、問題の解決にむけた助言や情報提供を行ってきました。

この「弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業」を通して把握した課題をもとに、地域における権利擁護ネットワーク形成の推進を図るため、平成 22 年度には事例集『地域主体の権利擁護ネットワーク形成に向けて』を作成し、権利擁護にかかわる相談支援機関の役割発揮に向けた課題整理・提起を行いました。また、平成 23 年度には、地域を基盤に権利擁護の視点に立った総合的な相談支援のしくみづくりに向け、分野を越えた相談支援機関（専門職）のネットワーク形成の推進とともに、専門職と地域住民福祉活動とのつながりの促進など、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進める中核機能として「市町村権利擁護推進センター機能」の構築を提案しました。それにもとづいて、平成 24 年度から 4 つの地域で相談支援機関と協働での実践的な取り組みが始まっています。

今回の調査は、平成 19 年度の調査から 5 か年が経過したことを受け、権利擁護に関わる事例への相談支援の現状を把握するために実施しました。調査では権利擁護相談支援における実践を通して、日々、相談支援機関（職員）が実感している課題が多岐にわたって寄せられました。多忙な中、調査にご協力いただきました相談支援機関の皆様には厚く御礼申し上げます。

相談支援事業は各関係法に基づいて制度化されていますが、その実践においては、それらの制度やサービスからこぼれる「狭間の問題への支援」や、問題の発生前あるいは深刻化する前に対応する「予防的な支援」など、既存の制度や施策では「対象化」されていない範囲にも深く関わることを求められる場面が多くあります。そうした取り組みの現状と課題を明らかにし、各地域での「総合相談」や「地域包括ケアシステム」などの仕組みづくりにおいて、実情に即した「相談支援の基盤強化」をはかっていくことが要請されています。

本センターでは、県域の権利擁護相談支援機関として、本調査結果を踏まえ、分野を越えた横断的な専門職ネットワークの構築や専門職と地域住民福祉活動との連携・協働の推進に努めてまいる所存です。各関係機関におかれましても本調査結果を今後の権利擁護相談支援事業の一層の推進にお役立ていただければ幸いです。

平成 25 年 2 月

かながわ権利擁護相談センター（あしすと）